

法第 4 0 条、岐阜県建築基準条例第 6 条（がけに近接する建築物の制限）

道路等によるがけの扱い

条例第 6 条第 1 項ただし書きの適用において、道路の築造により生じたがけ及び堤防等については、その施工者及び管理者が地方公共団体等である場合は、4 号に規定する防災上必要な措置が講じられているものとして扱う。